

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月10日

【四半期会計期間】 第16期第2四半期
(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 ヤフー株式会社

【英訳名】 Yahoo Japan Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 雅博

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 03(6440)6000

【事務連絡者氏名】 管理本部長 瀬越 俊哉

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 03(6440)6000

【事務連絡者氏名】 管理本部長 瀬越 俊哉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第15期 第2四半期 連結累計期間	第16期 第2四半期 連結累計期間	第15期 第2四半期 連結会計期間	第16期 第2四半期 連結会計期間	第15期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	135,678	141,610	68,043	71,104	279,856
経常利益 (百万円)	68,250	76,131	34,174	38,558	143,360
四半期(当期)純利益 (百万円)	39,304	43,096	20,066	21,440	83,523
純資産額 (百万円)			269,413	335,252	312,273
総資産額 (百万円)			359,507	413,548	418,262
1株当たり純資産額 (円)			4,588.96	5,734.82	5,335.79
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	676.39	742.99	345.32	369.69	1,438.23
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	675.83	742.36	345.02	369.40	1,437.03
自己資本比率 (%)			74.2	80.4	74.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	74,625	10,337			140,095
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,098	17,407			7,356
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	18,151	29,618			31,381
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			89,255	134,290	138,238
従業員数 (名)			4,940	4,763	4,882

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は、「3 関係会社の状況」に記載のとおりです。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となっております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ウェブソリューション株式会社	東京都港区	0	その他	100.0 (100.0)	リスティング広告審査業務の業務委託 資金の貸付 90百万円
株式会社シリウステクノロジーズ	東京都港区	101	その他	97.2	システム開発支援業務委託
(持分法適用関連会社) 株式会社マクロミル(注)3	東京都港区	1,597	メディア事業	24.3 (14.7)	マーケティングリサーチにおける提携

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、報告セグメントの名称を記載しております。なお、その他は、報告セグメントに属していない連結子会社です。

2 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有割合であります。

3 有価証券報告書の提出会社であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	4,763 (255)
---------	----------------

(注) 1 従業員数は、当グループから当グループ外への出向者を除き、当グループ外から当グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第2四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

3 臨時従業員には派遣社員、アルバイトを含めております。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	3,586 (94)
---------	---------------

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第2四半期会計期間の平均雇用人員であります。

3 臨時従業員には派遣社員、アルバイトを含めております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績および受注実績

当グループはインターネット上での各種サービスの提供を主たる事業としており、また受注生産形態をとらない事業も多いため、セグメントごとに生産の規模および受注の規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

(2) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
メディア事業	26,455	
BS事業	19,066	
コンシューマ事業	25,400	
調整額 (注) 1	181	
合計	71,104	

(注) 1 調整額は、報告セグメントに属していない連結子会社の売上およびセグメント間取引です。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において締結された重要な契約は以下のとおりです。

契約会社名	ヤフー株式会社（当社）
契約相手先	グーグル・アジア・パシフィック・プライベート・リミテッド
締結年月日	平成22年7月27日
契約期間	検索技術または検索連動型広告配信技術の提供開始日から2年間
主な内容	<p>サービス提供契約(Google Service Agreement)</p> <p>相手方による検索技術および検索連動型広告配信技術の非独占的提供 相手方は、検索技術および検索連動型広告配信技術を非独占的に当社に提供し、当社は、これらを用いて自らのブランドにてサービスを提供する。</p> <p>検索サービスの差別化 両当事者は、検索サービスによる検索結果について差別化するための付加的な機能を自由に開発・運用することができる。</p> <p>当社は、先方が提供する検索結果を自らの判断で表示するか否かを決定することができる。</p> <p>当社の相手方に対するサービスフィーの支払い 当社が提供を受けたサービスの対価は、年次に応じて定められた金額および当社のサイトから得られる売上が一定金額を超過した場合に、当該超過分を基準に計算式によって算出される金額の合計とする。</p> <p>当社がパートナーに提供したサービスの対価は、パートナーのサイトから得られる売上に年次毎に定められた計算式によって算出される金額とする。</p>

当第2四半期連結会計期間において、平成19年8月31日に締結した「サービス提供契約」を変更しております。なお、変更後の契約内容は以下のとおりです。

契約会社名	ヤフー株式会社（当社）
契約相手先	ヤフー・セール、ヤフー・インク
締結年月日	平成19年8月31日
契約期間	平成19年8月31日から平成29年8月30日まで（10年間）
主な内容	<p>サービス提供契約(ADVERTISER AND PUBLISHER SERVICES AGREEMENT)</p> <p>ヤフー・セールによる対象サービスの独占的提供 広告関連サービスのうち契約で定められた手続を経て対象サービスとなったものについて（検索連動型広告配信技術を除く）当社および当社が50%超の議決権を有する当社の子会社が日本国内において独占的に提供を受ける。ただし、当社は、ヤフー・セールからの検索連動型広告配信技術の提供に拘束されることなく、第三者の検索技術、検索連動型広告配信技術を自由に選択、導入することができる。</p> <p>当社のヤフー・セールに対するサービスフィーの支払い 当社はヤフー・セールに対し、対象サービス（第三者から提供されるものも含む）を利用することで当社もしくは当社が20%以上の議決権を有する関連会社に発生した売上上に年次毎に定められたレートを乗じた金額を支払う。</p> <p>当社のオプション権 当社が希望する場合には、別途協議のうえヤフー・インクとマイクロソフト社との契約に基づきヤフー・インクが提供権を有する検索技術、検索連動型広告配信技術をヤフー・インクは当社に非独占的に提供する。</p> <p>移行 当社がヤフー・インクまたはマイクロソフト社以外の技術の採用をした場合には、ヤフー・セールは顧客データの移行等について当社に協力する。</p>

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

前年同四半期と比較して、リスティング広告およびディスプレイ広告の売上が増加したほか、「Yahoo!ショッピング」の取扱高の伸びや「Yahoo!不動産」などの情報掲載の売上拡大も寄与し、売上高が増加しました。また、広告宣伝費などが増加したものの、通信費や減価償却費などが減少し、営業利益、経常利益ともに1割を超える増益となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間における当グループの業績は、売上高711億円（前年同四半期比4.5%増）、営業利益384億円（前年同四半期比11.7%増）、経常利益385億円（前年同四半期比12.8%増）、四半期純利益214億円（前年同四半期比6.8%増）となりました。

<メディア事業>

当第2四半期連結会計期間におけるメディア事業は、リスティング広告（広告会社経由）およびディスプレイ広告の売上とともに、前年同四半期と比較して増加しました。

リスティング広告（広告会社経由）については、検索連動型広告において、夏休みや9月下旬の連休に向けた行楽シーズンに合わせた旅行・レジャーなどの大手広告主からの出稿が増加するとともに、猛暑による外出控えもあり通販などの企業からの出稿も増加したほか、化粧品・生活用品などの企業からの出稿も伸びました。興味関心連動型広告についても引き続き前年同四半期比で出稿が伸長した結果、リスティング広告（広告会社経由）全体の売上は、前年同四半期と比較して増加しました。

ディスプレイ広告においては、金融・保険や自動車、インターネット情報サイト関連などの企業からの出稿が増加し、前年同四半期比で売上が拡大しました。広告商品別では、ブランディング効果の高い「ブランドパネル」の売上が前年同四半期と比較して大きく増加、「プライムディスプレイ」の売上についても前年同四半期比で増加しました。行動ターゲティング広告については、金融・保険や自動車などの企業からの出稿が大きく伸びたほか、不動産などの企業からの出稿も増加しました。デモグラフィックターゲティング広告については、女性をターゲットとした化粧品・トイレタリー関連の企業や、食品、薬品・医療用品関連企業からの特定の年代をターゲットにした広告の出稿が大きく伸びました。エリアターゲティング広告については、不動産などの企業に加えて参議院選挙の実施にともない政党など選挙関連の出稿が増加しました。

モバイル広告の売上に関しては、ディスプレイ広告、検索連動型広告、興味関心連動型広告のいずれもインターネット情報サイトなどの企業からの出稿が増加するなどし、前年同四半期と比較して売上を順調に伸ばしました。また、スマートフォンへの広告出稿に関しては、化粧品・トイレタリー、食品関連などの大手広告主からの出稿を中心に売上を伸ばしました。

なお、平成22年8月1日付でリサーチ事業を株式会社マクロミルに承継したため、リサーチ事業に関連する売上が7億円弱減少しています。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間のメディア事業の売上高は264億円、営業利益は139億円、経常利益は140億円となり、全売上高に占める割合は37.2%となりました。

< BS事業 >

当第2四半期連結会計期間におけるBS事業は、リスティング広告（オンライン経由）の売上が引き続き拡大したほか、情報掲載サービスの売上也前年同四半期比で増加しました。

広告関連では、広告の品質向上のため掲載ガイドラインを厳しくしたことにより、検索連動型広告、興味関心連動型広告の双方において売上の伸びに影響があったものの、広告出稿をサポートするオンライン代理店の数を伸ばし、中小企業を中心としたオンライン経由の広告主の増加を図ったことなどにより、売上が前年同四半期比で拡大しました。また、情報掲載では「Yahoo!リクナビ」の売上が引き続き回復傾向にあるほか、「Yahoo!不動産」や「Yahoo!グルメ」の売上也前年同四半期比で増加しました。データセンター関連では、平成22年4月から本格的に販売を開始した株式会社IDCフロンティアのクラウドコンピューティングサービスの売上が伸びました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間のBS事業の売上高は190億円、営業利益は94億円、経常利益は94億円となり、全売上高に占める割合は26.8%となりました。

< コンシューマ事業 >

当第2四半期連結会計期間におけるコンシューマ事業は、「Yahoo!ショッピング」の取扱高が拡大したほか、Yahoo!プレミアム会員ID数も増加しましたが、「Yahoo!オークション」の取扱高の減少により、売上高は前年同四半期比で微減となりました。

「Yahoo!ショッピング」において、「11周年大感謝祭」や「ソフトバンクホークス優勝キャンペーン」などさまざまな販促企画を展開し利用の拡大に努め、取扱高が大きく増加しました。特にモバイルでは、ランチタイムや深夜などモバイルの利用が見込まれる時間帯を特定したポイントキャンペーンを実施したことなどにより、モバイル経由の取扱高は前年同四半期と比べ1.7倍となりました。「Yahoo!プレミアム」においては、引き続きYahoo!プレミアム会員特典の拡充を図るとともに、新規会員獲得に向け各種キャンペーンを展開した結果、平成22年9月末のYahoo!プレミアム会員ID数は前年同月末と比べ12万ID増の763万IDとなり、売上也前年同四半期と比べ増加しました。「Yahoo!オークション」においては、「Yahoo!ショッピング」と連携した「ポイントラリーキャンペーン」など、取引拡大のための施策を継続して実施しましたが、「Yahoo!オークション」全体の取扱高は前年同四半期と比べて減少しました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間のコンシューマ事業の売上高は254億円、営業利益は168億円、経常利益は167億円となり、全売上高に占める割合は35.7%となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末と比べて4,713百万円減少し、413,548百万円となりました。これは、売掛金が4,075百万円減少したことなどによります。

負債合計は27,692百万円減少し、78,295百万円となりました。これは、未払法人税等が17,605百万円減少したことなどによります。

純資産合計は22,979百万円増加し、335,252百万円となりました。これは、利益剰余金が26,381百万円増加したことなどによります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間の営業活動においては、法人税等の支払いがあったものの、主に税金等調整前四半期純利益の計上により15,880百万円の収入となりました。

投資活動においては、主に株式の取得価額の調整による入金により、21,790百万円の収入となりました。

財務活動においては、主に自己株式の取得により、2,784百万円の支出となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の現金及び現金同等物の四半期末残高は134,290百万円となり、前年同四半期連結会計期間末と比べて45,034百万円の増加となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間の営業活動において、当グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は41百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	241,600,000
計	241,600,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	58,122,893	58,135,451	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	単元株制度を採用 していません。
計	58,122,893	58,135,451		

- (注) 1 提出日現在の発行数には、平成22年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権(旧商法に基づく新株引受権を含む)の行使により発行された株式数は、含まれておりません。
- 2 大阪証券取引所(JASDAQ市場)は、平成22年10月12日付で同取引所ヘラクレス市場およびNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19に基づき発行した新株引受権

株主総会の特別決議日(平成12年12月8日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,383
新株予約権の行使時の払込金額(円)	19,416
新株予約権の行使期間	平成14年12月9日～平成22年12月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 19,416 資本組入額 9,708
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

株主総会の特別決議日(平成13年6月20日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,946
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,559
新株予約権の行使期間	平成15年6月21日～平成23年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 9,559 資本組入額 4,780
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

株主総会の特別決議日(平成13年12月7日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,766
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,497
新株予約権の行使期間	平成15年12月8日～平成23年12月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 8,497 資本組入額 4,249
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権の行使および特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく新株の発行の場合を除く)するときは、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

2 発行価額は、当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権の行使および特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく新株の発行の場合を除く)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

新株予約権

平成14年度第1回新株予約権

(平成14年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成14年7月29日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	62
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,872
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,196
新株予約権の行使期間	平成16年6月21日～平成24年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 10,196 資本組入額 5,098
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成14年度第2回新株予約権

(平成14年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成14年11月20日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	768
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,375
新株予約権の行使期間	平成16年6月21日～平成24年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 11,375 資本組入額 5,688
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数について行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）}}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

平成15年度第1回新株予約権

（平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成15年7月25日発行）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	244
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,616
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,438
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～平成25年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 33,438 資本組入額 16,719
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成15年度第2回新株予約権

（平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成15年11月4日発行）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	41
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,312
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,478
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～平成25年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 51,478 資本組入額 25,739
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成15年度第3回新株予約権

(平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成16年1月29日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	33
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,056
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,813
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～平成25年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 47,813 資本組入額 23,907
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成15年度第4回新株予約権

(平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成16年5月13日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	480
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,512
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～平成25年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 78,512 資本組入額 39,256
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数について行われ、当該時点で発行されていない新株予約権については、分割の場合は当該調整を行わないものとし、併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）}}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

平成16年度第1回新株予約権

（平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成16年7月29日発行）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	553
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,848
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,290
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～平成26年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 65,290 資本組入額 32,645
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成16年度第2回新株予約権

（平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成16年11月1日発行）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	46
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	368
新株予約権の行使時の払込金額(円)	62,488
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～平成26年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 62,488 資本組入額 31,244
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成16年度第3回新株予約権

(平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年1月28日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	28
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	224
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,375
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～平成26年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 65,375 資本組入額 32,688
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成16年度第4回新株予約権

(平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年5月12日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	51
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	204
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,563
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～平成26年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 60,563 資本組入額 30,282
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成17年度第1回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年7月28日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,244
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,976
新株予約権の行使時の払込金額(円)	58,500
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 58,500 資本組入額 29,250
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成17年度第2回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年11月1日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	63
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	126
新株予約権の行使時の払込金額(円)	62,000
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 62,000 資本組入額 31,000
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成17年度第3回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成18年1月31日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	118
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	236
新株予約権の行使時の払込金額(円)	79,500
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 79,500 資本組入額 39,750
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成17年度第4回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成18年5月2日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	81
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	81
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67,940
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 67,940 資本組入額 33,970
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めたところによる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行われ、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式分割の場合は当該調整を行わないものとし、株式併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額（以下「払込金額」）は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{分割・新規発行による増加株式数}}}$$

（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

平成18年度第1回新株予約権

(平成18年8月23日取締役会の決議に基づき平成18年9月6日割当)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	7,286
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,286
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,198
新株予約権の行使期間	平成20年8月24日～平成28年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 47,198 資本組入額 23,599
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成18年度第2回新株予約権

(平成18年10月23日取締役会の決議に基づき平成18年11月6日割当)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	268
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	268
新株予約権の行使時の払込金額(円)	44,774
新株予約権の行使期間	平成20年10月24日～平成28年10月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 44,774 資本組入額 22,387
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成18年度第3回新株予約権

(平成19年1月24日取締役会の決議に基づき平成19年2月7日割当)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	265
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	265
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,495
新株予約権の行使期間	平成21年1月25日～平成29年1月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 47,495 資本組入額 23,748
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議でなされたとき）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引が、新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの行使価額（（注）5記載の調整を行う場合は調整後の1株当たりの行使価額）の2分の1を継続して1年間下回るときは、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が（注）1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、また、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式の分割の場合は当該調整を行わず、株式の併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成19年度第1回新株予約権

（平成19年4月24日取締役会の決議に基づき平成19年5月8日割当）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	561
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	561
新株予約権の行使時の払込金額(円)	45,500
新株予約権の行使期間	平成21年4月25日～平成29年4月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 45,500 資本組入額 22,750
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成19年度第2回新株予約権

（平成19年7月24日取締役会の決議に基づき平成19年8月7日割当）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	8,759
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,759
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,320
新株予約権の行使期間	平成21年7月25日～平成29年7月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 40,320 資本組入額 20,160
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、また、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式の分割の場合は当該調整を行わず、株式の併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成19年度第3回新株予約権

(平成19年10月24日取締役会の決議に基づき平成19年11月7日割当)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	706
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	706
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,162
新株予約権の行使期間	平成21年10月25日～平成29年10月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 51,162 資本組入額 25,581
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成19年度第4回新株予約権

(平成20年1月30日取締役会の決議に基づき平成20年2月13日割当)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	775
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	775
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,500
新株予約権の行使期間	平成22年1月31日～平成30年1月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 47,500 資本組入額 23,750
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成20年度第1回新株予約権

(平成20年4月25日取締役会の決議に基づき平成20年5月9日割当)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,552
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,552
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,781
新株予約権の行使期間	平成22年4月26日～平成30年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 51,781 資本組入額 25,891
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成20年度第2回新株予約権

(平成20年7月25日取締役会の決議に基づき平成20年8月8日割当)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	10,972
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,972
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,505
新株予約権の行使期間	平成22年7月26日～平成30年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 40,505 資本組入額 20,253
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成20年度第3回新株予約権

(平成20年10月24日取締役会の決議に基づき平成20年11月7日割当)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	370
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	370
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,000
新株予約権の行使期間	平成22年10月25日～平成30年10月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 34,000 資本組入額 17,000
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成20年度第4回新株予約権

(平成21年1月27日取締役会の決議に基づき平成21年2月10日割当)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	334
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	334
新株予約権の行使時の払込金額(円)	32,341
新株予約権の行使期間	平成23年1月28日～平成31年1月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 32,341 資本組入額 16,171
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成21年度第1回新株予約権

(平成21年4月28日取締役会の決議に基づき平成21年5月12日割当)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	876
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	876
新株予約権の行使時の払込金額(円)	26,879
新株予約権の行使期間	平成23年4月29日～平成31年4月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 26,879 資本組入額 13,440
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成21年度第2回新株予約権

(平成21年7月28日取締役会の決議に基づき平成21年8月11日割当)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	12,315
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,315
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,700
新株予約権の行使期間	平成23年7月29日～平成31年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 30,700 資本組入額 15,350
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成21年度第3回新株予約権

(平成21年10月27日取締役会の決議に基づき平成21年11月10日割当)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	274
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	274
新株予約権の行使時の払込金額(円)	28,737
新株予約権の行使期間	平成23年10月28日～平成31年10月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 28,737 資本組入額 14,369
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成21年度第4回新株予約権

(平成22年1月27日取締役会の決議に基づき平成22年2月10日割当)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	548
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	548
新株予約権の行使時の払込金額(円)	32,050
新株予約権の行使期間	平成24年1月28日～平成32年1月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 32,050 資本組入額 16,025
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成22年度第1回新株予約権

(平成22年4月27日取締役会の決議に基づき平成22年5月11日割当)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	678
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	678
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,834
新株予約権の行使期間	平成24年4月28日～平成32年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 35,834 資本組入額 17,917
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成22年度第2回新株予約権

(平成22年7月27日取締役会の決議に基づき平成22年8月10日割当)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	11,936
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,936
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,617
新株予約権の行使期間	平成24年7月28日～平成32年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 34,617 資本組入額 17,309
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{分割・新規発行による増加株式数}}}$$

(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	2,931	58,122,893	22	7,553	22	2,634

(注) ストック・オプション(新株予約権等を含む)の権利行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋1丁目9番1号	21,714,264	37.36
ヤフーインク (常任代理人 大和証券キャピタル・マーケット株式会社)	701 FIRST AVENUE SUNNYVALE, CA 94089 U.S.A. (東京都千代田区丸の内1丁目9番1号)	20,215,408	34.78
SBBM株式会社	東京都港区東新橋1丁目9番1号	2,646,609	4.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,664,383	2.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	675,581	1.16
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	523,862	0.90
ザ チェース マンハッタン バンク 385036 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	360 N.CRESCENT DRIVE BEVERLY HILLS, CA 90210 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	312,421	0.54
SSBT 0D05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	243,051	0.42
ジェーピーエムシービー コー エスエー レジデンツ ペンシ ョン ジャスデック レンド 385051 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	242,007	0.42
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	216,639	0.37
計		48,454,225	83.37

(注) 上記のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有する株式数は、すべて信託業務に係るものです。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 180,433		
完全議決権株式(その他)	普通株式 57,942,460	57,942,460	
単元未満株式			
発行済株式総数	58,122,893		
総株主の議決権		57,942,460	

(注) 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式が271株(議決権271個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ヤフー株式会社	東京都港区赤坂 九丁目7番1号	180,433		180,433	0.31
計		180,433		180,433	0.31

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	38,500	35,550	36,450	36,950	33,250	31,250
最低(円)	34,100	30,150	31,800	32,400	29,390	28,840

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	136,290	139,238
売掛金	33,315	37,391
たな卸資産	1 159	1 201
その他	26,870	27,966
貸倒引当金	1,514	1,455
流動資産合計	195,121	203,342
固定資産		
有形固定資産	2 27,692	2 27,120
無形固定資産		
のれん	5,174	4,896
その他	9,304	10,054
無形固定資産合計	14,478	14,950
投資その他の資産		
投資有価証券	162,513	159,993
その他	13,815	12,928
貸倒引当金	72	72
投資その他の資産合計	176,256	172,849
固定資産合計	218,427	214,920
資産合計	413,548	418,262
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,165	7,502
短期借入金	-	10,000
未払法人税等	29,501	47,107
その他	40,224	40,959
流動負債合計	75,891	105,569
固定負債	2,404	419
負債合計	78,295	105,988
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,553	7,521
資本剰余金	2,635	2,602
利益剰余金	326,877	300,496
自己株式	5,604	3,068
株主資本合計	331,462	307,550
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	830	1,978
繰延ヘッジ損益	3	25
評価・換算差額等合計	827	2,004
新株予約権	547	450
少数株主持分	2,415	2,267
純資産合計	335,252	312,273
負債純資産合計	413,548	418,262

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
売上高	135,678	141,610
売上原価	16,243	14,972
売上総利益	119,435	126,638
販売費及び一般管理費	¹ 50,757	¹ 50,581
営業利益	68,678	76,056
営業外収益		
受取利息	27	66
為替差益	-	113
還付加算金	51	-
その他	60	82
営業外収益合計	139	262
営業外費用		
支払利息	130	-
持分法による投資損失	289	20
固定資産除却損	71	79
その他	75	86
営業外費用合計	567	187
経常利益	68,250	76,131
特別利益		
子会社株式売却益	50	-
持分変動利益	-	407
その他	-	198
特別利益合計	50	606
特別損失		
投資有価証券評価損	384	-
減損損失	² 797	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,144
契約変更に伴う清算金	-	³ 1,817
その他	194	329
特別損失合計	1,376	3,291
税金等調整前四半期純利益	66,924	73,446
法人税、住民税及び事業税	29,023	27,271
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	-	⁴ 26,450
法人税等調整額	1,497	⁴ 23,591
法人税等合計	27,526	30,129
少数株主損益調整前四半期純利益	-	43,317
少数株主利益	94	220
四半期純利益	39,304	43,096

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	68,043	71,104
売上原価	8,371	7,344
売上総利益	59,671	63,759
販売費及び一般管理費	¹ 25,256	¹ 25,309
営業利益	34,415	38,450
営業外収益		
受取利息	23	32
為替差益	-	61
還付加算金	51	-
その他	20	61
営業外収益合計	96	155
営業外費用		
支払利息	53	-
持分法による投資損失	192	-
固定資産除却損	70	22
消費税等調整額	-	11
その他	19	13
営業外費用合計	336	47
経常利益	34,174	38,558
特別利益		
子会社株式売却益	50	-
持分変動利益	-	407
その他	-	35
特別利益合計	50	442
特別損失		
ソフトウェア除却損	77	-
持分変動損失	63	-
契約変更に伴う清算金	-	² 1,817
その他	5	274
特別損失合計	145	2,091
税金等調整前四半期純利益	34,079	36,908
法人税、住民税及び事業税	14,991	16,254
法人税等調整額	998	883
法人税等合計	13,992	15,371
少数株主損益調整前四半期純利益	-	21,537
少数株主利益	20	97
四半期純利益	20,066	21,440

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	66,924	73,446
減価償却費	4,967	4,663
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,144
減損損失	797	-
のれん償却額	501	405
貸倒引当金の増減額(は減少)	62	59
ポイント引当金の増減額(は減少)	584	58
役員賞与引当金の増減額(は減少)	100	128
投資有価証券評価損益(は益)	384	222
投資有価証券売却損益(は益)	1	29
持分法による投資損益(は益)	289	20
売上債権の増減額(は増加)	1,659	3,419
仕入債務の増減額(は減少)	991	918
その他の流動資産の増減額(は増加)	919	679
その他の流動負債の増減額(は減少)	1,218	1,160
未払消費税等の増減額(は減少)	304	484
その他	320	943
小計	76,659	81,417
法人税等の支払額	2,034	1 71,079
営業活動によるキャッシュ・フロー	74,625	10,337
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,000	1,000
有形固定資産の取得による支出	2,851	3,579
無形固定資産の取得による支出	1,273	964
投資有価証券の取得による支出	79	2,002
投資有価証券の売却による収入	7	149
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	701
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	204
株式の取得価額の調整による入金額	-	2 24,792
その他	1,098	510
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,098	17,407
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	440	-
長期借入金の返済による支出	10,000	10,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	32	65
自己株式の取得による支出	-	2,540
配当金の支払額	7,511	16,659
その他	232	484
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,151	29,618
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	52,374	1,873
現金及び現金同等物の期首残高	36,996	138,238
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	115	236
会社分割に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	1,837
現金及び現金同等物の四半期末残高	3 89,255	3 134,290

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結範囲の変更 当第2四半期連結累計期間における連結範囲の異動は増加2社、減少1社であり、内容は以下のとおりであります。 連結子会社が新設分割したことによる増加 ウェブソリューション(株) 株式取得による増加 (株)シリウステクノロジーズ 株式一部売却による減少 BBIX(株)</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 12社</p>
2 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更 当第2四半期連結累計期間における持分法の適用範囲の異動は増加1社であり、内容は以下のとおりであります。 株式取得による増加 (株)マクロミル</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 12社</p>
3 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益および経常利益はそれぞれ96百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は1,241百万円減少しております。</p> <p>(2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用 企業結合等が当第2四半期連結会計期間に行われたことに伴い、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間において、営業外収益の「還付加算金」として掲記されたものは、重要性が乏しくなったため、当第2四半期連結累計期間より「その他」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「還付加算金」の金額は0百万円であります。

前第2四半期連結累計期間において、営業外費用の「支払利息」として掲記されたものは、重要性が乏しくなったため、当第2四半期連結累計期間より「その他」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「支払利息」の金額は17百万円であります。

前第2四半期連結累計期間において、特別利益の「子会社株式売却益」として掲記されたものは、重要性が乏しくなったため、当第2四半期連結累計期間より「その他」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「子会社株式売却益」の金額は47百万円であります。

前第2四半期連結累計期間において、特別損失の「投資有価証券評価損」として掲記されたものは、重要性が乏しくなったため、当第2四半期連結累計期間より「その他」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」の金額は222百万円であります。

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第2四半期連結累計期間では「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出」は重要性が増したため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第2四半期連結累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出」は40百万円であります。

当第2四半期連結会計期間
(自 平成22年7月1日
至 平成22年9月30日)

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結会計期間において、営業外収益の「還付加算金」として掲記されたものは、重要性が乏しくなったため、当第2四半期連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「還付加算金」の金額は0百万円であります。

前第2四半期連結会計期間において、営業外費用の「支払利息」として掲記されたものは、重要性が乏しくなったため、当第2四半期連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「支払利息」の金額は1百万円であります。

前第2四半期連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「消費税等調整額」は重要性が増したため、当第2四半期連結会計期間より区分掲記しております。なお、前第2四半期連結会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「消費税等調整額」の金額は0百万円であります。

前第2四半期連結会計期間において、特別損失の「ソフトウェア除却損」として掲記されたものは、重要性が乏しくなったため、当第2四半期連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「ソフトウェア除却損」の金額は45百万円であります。

前第2四半期連結会計期間において、特別損失の「持分変動損失」として掲記されたものは、重要性が乏しくなったため、当第2四半期連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「持分変動損失」の金額は6百万円であります。

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第2四半期連結会計期間では「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

項目	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)												
1 たな卸資産	<table border="0"> <tr> <td>商品及び製品</td> <td>16 百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td>142</td> </tr> </table>	商品及び製品	16 百万円	仕掛品	1	貯蔵品	142	<table border="0"> <tr> <td>商品及び製品</td> <td>23 百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td>136</td> </tr> </table>	商品及び製品	23 百万円	仕掛品	41	貯蔵品	136
商品及び製品	16 百万円													
仕掛品	1													
貯蔵品	142													
商品及び製品	23 百万円													
仕掛品	41													
貯蔵品	136													
2 有形固定資産の減価償却累計額	38,813百万円	36,810百万円												
3 貸出コミットメント	<p>当社においては、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>17,032 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>1,355</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>15,677</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	17,032 百万円	貸出実行残高	1,355	差引額	15,677	<p>当社においては、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>17,781 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>1,450</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>16,330</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	17,781 百万円	貸出実行残高	1,450	差引額	16,330
貸出コミットメントの総額	17,032 百万円													
貸出実行残高	1,355													
差引額	15,677													
貸出コミットメントの総額	17,781 百万円													
貸出実行残高	1,450													
差引額	16,330													

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)						
<p>1 主な販売費及び一般管理費</p> <table border="0"> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>321百万円</td> </tr> </table>	貸倒引当金繰入額	321百万円	<p>1 主な販売費及び一般管理費</p> <table border="0"> <tr> <td>給料及び手当</td> <td>10,142百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>314</td> </tr> </table>	給料及び手当	10,142百万円	貸倒引当金繰入額	314
貸倒引当金繰入額	321百万円						
給料及び手当	10,142百万円						
貸倒引当金繰入額	314						
<p>2 減損損失</p> <p>当社グループは、当第2四半期連結累計期間において以下のとおり減損損失を計上いたしました。</p> <p>(1) 減損損失を認識した資産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td>のれん</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>当資産は当社が株式会社ブレイナーを吸収合併した際に計上したものであり、当初計画した事業計画において想定した収益が見込めないと評価したことから減損損失を計上しております。</p> <p>(3) 資産のグルーピングの方法</p> <p>当社グループは、事業統括本部を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、事業の廃止および再編成に係る資産については個々にグルーピングを行っております。</p> <p>(4) 回収可能価額の算定方法</p> <p>当資産の回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、今後の将来キャッシュ・フローが見込めないため、使用価値を零として減損損失を計上しております。</p>	用途	種類	場所	その他	のれん		<p>3 契約変更に伴う清算金</p> <p>パートナーとの媒体利用契約ならびに検索技術等のサービス提供契約の契約条件変更に伴う清算金です。</p>
用途	種類	場所					
その他	のれん						

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
	<p>4 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額および法人税等調整額</p> <p>当第2四半期連結累計期間に発生した「法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額」は、当社がソフトバンク(株)(以下、「ソフトバンク」といいます。)からソフトバンクIDCソリューションズ(株)(以下、「IDC」といいます。)株式を取得し、同社を吸収合併した際にIDCの繰越欠損金を当社に引き継いで使用した税務処理が、当社の法人税の負担を不当に減少させるものであるとして東京国税局より更正されたものです。</p> <p>一方、IDC合併に関する税務処理に係わる追徴税額が発生した場合には、ソフトバンクが株式の取得価額の修正としてこれを当社に支払う旨の契約に基づき、子会社株式の取得価額の修正を行ったことに伴って負ののれんが発生していますが、当該負ののれんは今回の更正に伴いIDCの吸収合併時に計上した繰延税金資産の資産価値が否認されたことによって発生しているという実態を勘案し、当該実態をより適切に表すため、四半期連結損益計算書上、「法人税等調整額」として計上しております。</p> <p>なお、当社はこの処分について国税不服審判所に対する審査請求を行っております。また、状況に応じて別途訴訟を提起して、当社の主張の正当性を徹底的に論証していく予定です。</p>

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
<p>1 主な販売費及び一般管理費</p> <p>貸倒引当金繰入額 197百万円</p>	<p>1 主な販売費及び一般管理費</p> <p>貸倒引当金繰入額 132百万円</p>
	<p>2 契約変更に伴う清算金</p> <p>パートナーとの媒体利用契約ならびに検索技術等のサービス提供契約の契約条件変更に伴う清算金です。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)												
	1 法人税等の支払額 注記事項「四半期連結損益計算書関係 4 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額および法人税等調整額」に記載されている、更正通知を受領したことにより支払うこととなった追徴税額を含んでいます。												
	2 株式の取得価額の調整による入金額 注記事項「四半期連結損益計算書関係 4 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額および法人税等調整額」に記載されている、IDC合併に関する税務処理に係わる追徴税額が発生した場合に、ソフトバンクが株式の取得価額の修正としてこれを当社に支払う旨の契約に基づき、入金されたものです。												
3 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <div style="text-align: right;">(平成21年9月30日現在)</div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">90,255 百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月超の定期預金</td> <td style="text-align: right;">1,000</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">89,255</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	90,255 百万円	預入期間が3か月超の定期預金	1,000	現金及び現金同等物計	89,255	3 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <div style="text-align: right;">(平成22年9月30日現在)</div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">136,290 百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月超の定期預金</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">134,290</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	136,290 百万円	預入期間が3か月超の定期預金	2,000	現金及び現金同等物計	134,290
現金及び預金勘定	90,255 百万円												
預入期間が3か月超の定期預金	1,000												
現金及び現金同等物計	89,255												
現金及び預金勘定	136,290 百万円												
預入期間が3か月超の定期預金	2,000												
現金及び現金同等物計	134,290												

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	58,122,893

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	180,433

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション として発行した新株予 約権			547
合計				547

(注) 新株予約権のうち、平成20年度第3回、平成20年度第4回、平成21年度第1回、平成21年度第2回、平成21年度第3回、平成21年度第4回、平成22年度第1回、平成22年度第2回については、いずれも権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	16,708	288	平成22年3月31日	平成22年6月10日

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	広告事業 (百万円)	ビジネス サービス事業 (百万円)	パーソナル サービス事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	34,142	15,758	18,438	68,339	(296)	68,043
営業利益	18,965	5,554	12,860	37,380	(2,965)	34,415

(注) (1) 事業区分の方法

事業は、市場性を考慮した売上集計単位により区分しています。

(2) 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
広告事業	インターネット広告による売上、またはそれに付随する売上。 <ul style="list-style-type: none"> ディスプレイ広告 バナー、テキスト、メール、映像 リスティング広告(成果連動広告) 検索連動型広告、興味関心連動型広告、コンテンツ連動型広告、 アフィリエイト広告等
ビジネスサービス 事業	広告以外の法人向けビジネスによる売上。 <ul style="list-style-type: none"> 「Yahoo!不動産」、「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!自動車」等の情報掲載料 「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」のテナント料・手数料 「Yahoo! BB」新規獲得インセンティブ・継続インセンティブ 「Yahoo!リサーチ」、「Yahoo!ビジネスエクスプレス」、 「Yahoo!ウェブホスティング」等の売上 データセンター関連売上
パーソナルサービス 事業	個人向けビジネスによる売上。 <ul style="list-style-type: none"> 「Yahoo!オークション」のシステム利用料 「Yahoo!プレミアム」の売上 コンテンツ料金、「Yahoo! BB」のISP料金等

前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	広告事業 (百万円)	ビジネス サービス事業 (百万円)	パーソナル サービス事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	67,342	31,516	37,406	136,265	(587)	135,678
営業利益	37,764	11,225	26,112	75,102	(6,423)	68,678

(注) (1) 事業区分の方法

事業は、市場性を考慮した売上集計単位により区分しています。

(2) 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
広告事業	インターネット広告による売上、またはそれに付随する売上。 ・ ディスプレイ広告 パナー、テキスト、メール、映像 ・ リスティング広告(成果連動広告) 検索連動型広告、興味関心連動型広告、コンテンツ連動型広告、 アフィリエイト広告等
ビジネスサービス 事業	広告以外の法人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!不動産」、「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!自動車」等の情報掲載料 ・ 「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」のテナント料・手数料 ・ 「Yahoo! BB」新規獲得インセンティブ・継続インセンティブ ・ 「Yahoo!リサーチ」、「Yahoo!ビジネスエクスプレス」、 「Yahoo!ウェブホスティング」等の売上 ・ データセンター関連売上
パーソナルサービス 事業	個人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!オークション」のシステム利用料 ・ 「Yahoo!プレミアム」の売上 ・ コンテンツ料金、「Yahoo! BB」のISP料金等

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)および前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)および前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は各事業統括本部にて各サービスを主管し、サービスの向上と売上の拡大を目指し事業活動を展開しております。従って、当社は各事業統括本部を基礎とした事業セグメントから構成されており、「メディア事業」、「BS事業」及び「コンシューマ事業」の3つを報告セグメントとしております。

「メディア事業」は、主に、広告を掲載する各サービスの企画、コンテンツパートナーや広告会社と連携した広告商品の企画・販売をしております。「BS事業」は、主に、地域・生活圏の情報掲載サービスの企画、代理店・オンラインセールスを含めた中小企業クライアント向け商品・サービスの販売をしております。「コンシューマ事業」は、主に、コマース関連サービス、会員サービスや有料コンテンツ等の個人向けサービス、決済サービスの企画・販売をしております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損益計算書計上額 (注)2
	メディア事業	BS事業	コンシューマ事業	計		
売上高	52,061	37,510	51,689	141,261	348	141,610
セグメント利益	27,155	18,441	34,300	79,897	3,766	76,131

(注)1 セグメント利益の調整額 3,766百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,906百万円およびその他140百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損益計算書計上額 (注)2
	メディア事業	BS事業	コンシューマ事業	計		
売上高	26,455	19,066	25,400	70,922	181	71,104
セグメント利益	14,016	9,499	16,708	40,224	1,666	38,558

(注)1 セグメント利益の調整額 1,666百万円には、セグメント間取引消去 0百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,720百万円およびその他54百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

なお、当第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結会計期間と同じ報告セグメントの区分および配分方法によった場合の前第2四半期連結累計期間および前第2四半期連結会計期間の報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報は以下のとおりです。

前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損益計算書計上額 (注)2
	メディア事業	BS事業	コンシューマ事業	計		
売上高	48,174	35,003	52,102	135,280	397	135,678
セグメント利益	22,468	14,764	35,295	72,529	4,278	68,250

(注)1 セグメント利益の調整額 4,278百万円には、セグメント間取引消去8百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 4,445百万円およびその他158百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損益計算書計上額 (注)2
	メディア事業	BS事業	コンシューマ事業	計		
売上高	24,620	17,549	25,683	67,852	190	68,043
セグメント利益	11,433	7,346	17,219	35,999	1,825	34,174

(注)1 セグメント利益の調整額 1,825百万円には、セグメント間取引消去4百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,917百万円およびその他88百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	5,734.82円	1株当たり純資産額	5,335.79円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期 連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	335,252	312,273
普通株式に係る純資産額(百万円)	332,289	309,555
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	547	450
少数株主持分	2,415	2,267
普通株式の発行済株式数(株)	58,122,893	58,118,909
普通株式の自己株式数(株)	180,433	103,955
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(株)	57,942,460	58,014,954

2 1株当たり四半期純利益金額等

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	676.39円	1株当たり四半期純利益金額	742.99円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	675.83円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	742.36円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	39,304	43,096
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	39,304	43,096
普通株式の期中平均株式数(株)	58,108,975	58,004,984
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	48,469	48,953
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜 在株式について前連結会計年度末から重要な変動 がある場合の概要		

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	345.32円	1株当たり四半期純利益金額	369.69円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	345.02円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	369.40円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	20,066	21,440
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	20,066	21,440
普通株式の期中平均株式数(株)	58,109,613	57,994,763
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	50,434	46,641
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月2日

ヤフー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 保 範 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 明 美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤフー株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月1日

ヤフー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅 枝 芳 隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 明 美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤフー株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。